



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

岩手三陸やまだ オランダ島サーモン
ロゴマーク使用取扱規程

JF

JF三陸やまだ

三陸やまだ漁業協同組合

〒028-1332 岩手県下閉伊郡山田町中央町11番14号

☎ 0193-82-1122

<https://jf-sanrikuyamada.jp/>

岩手三陸やまだ オランダ島サーモンロゴマーク使用規定

(目的)

第1条 この取扱規程は、三陸がまだ漁業協同組合（以下「三陸やまだ漁協」という）が開発した「岩手三陸やまだオランダ島サーモン（以下「オランダ島サーモン」という）」をPRするため、岩手三陸やまだ オランダ島サーモンのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する際の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定が対象とするロゴマークとは、ガイドラインに示すものとする。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、三陸やまだ漁協に帰属する。

(使用目的)

第4条 ロゴマークはオランダ島サーモンを三陸やまだ漁協のブランド魚としてPRするために使用するものとする。

(使用の範囲)

第5条 ロゴマークはオランダ島サーモンを生産、販売、流通、飲食などで利用する個人や法人が使用できるものとする。

(禁止事項)

第6条 次の事項に該当する使用は行ってはならない。

- (1) 法令や公序良俗に反する利用、またはおそれがある場合
- (2) 三陸やまだ漁協およびオランダ島サーモンのイメージや信用を害し、または害するおそれがある使用
- (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
- (4) 第三者の誤解を招き、又は利益を害する恐れがある場合
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (6) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による使用
- (7) 生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への使用
- (8) その他、その使用が不相当と認められる場合

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用上の留意事項)

第8条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という）は、その使用に当たり、信義にしたがい、誠実にこの使用規定を履行しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 三陸やまだ漁協は使用者に対して必要に応じロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(使用の中止)

第10条 三陸やまだ漁協はロゴマークの不適正な使用が認められた場合、改善や使用の差し止めを指示することができる。

2 使用者は、前項の求めに従わなければならない。

(免責事項)

第11条 三陸やまだ漁協はロゴマークの使用規定に従わない使用をしていた者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本取扱規程に定めのない事項については、三陸やまだ漁協が判断するものとする。

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

ロゴマークについて



岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

山田湾に浮かぶオランダ島に、十二神山(じゅうにじんざん)、霞露ヶ岳(かろがだけ)、鯨山(くじらやま)をはじめとした山田湾を囲む山々と、豊富な山の栄養分を山田湾に注ぐ川、太平洋から登る朝日をモチーフとしています。

オランダ島サーモンの名の通りに島を主題としながら、その好適な育成環境の象徴を表現しています。

色彩には花崗岩を主体に形成された山田湾は風化により生じた真砂土の影響で浅瀬にエメラルドグリーンの浜。また、朝日とオランダ島サーモンの色合いに着想したサーモンピンク、この2色を基調としました。

●シンボルマーク



●ロゴタイプ (日本語ヨコ/タテ・英文)



ロゴマークはシンボルマークとロゴタイプ(文字)とで構成されています。原則としてシンボルマークとロゴタイプを組み合わせる事としますが、場合により、ロゴタイプ個別の使用を許可します。

色指定について

●カラー・特色



C80 Y50
DIC-2576
R0 G172 B151
#00ac97



M75 Y70
DIC-2507
R235 G97 B67
#eb6143



K100
R0 G0 B0
#000000



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

●グレースケール



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

●モノクロ（白抜きも可）



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

●単色



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

バリエーション

●横レイアウト1



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ

オランダ島
サーモン

●横レイアウト2 (サイズ違い)



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

岩手・三陸・やまだ

オランダ島
サーモン

●シンボルマーク単独



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

●縦レイアウト1



IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

オランダ島
サーモン

岩手・三陸・やまだ

●縦レイアウト2

オランダ島
サーモン

岩手・三陸・やまだ

●和文単独

岩手・三陸・やまだ

オランダ島
サーモン

●英文単独

IWATE・SANRIKU・YAMADA
ORANDA-JIMA
SALMON

使用禁止例

以下のような使用を禁止します。

●最小使用サイズよりも小さいサイズでの使用



天地
最小14mmまで

岩手・三陸・やまだ
オランダ島
サーモン

天地
最小10mmまで

●指定色以外の使用



●変形



●影・立体表現



●要素の追加・交差・近接



●白フチの追加



この他の使用方法の可否は三陸やまだ漁協にお問合せください。

写真上にレイアウトする場合など視認性が著しく低い場合を除く